

「里親制度・特別養子縁組制度」議事録

(開催要領)

1. 開催日時：令和3年1月23日(土)13:00~15:10
2. 場 所：奈良ロイヤルホテル
3. 登壇者：
厚生労働省子ども家庭局長 渡辺由美子
女優 瀬奈じゅん
ダンサー 千田真司
日本女子大学教授 林浩康
社会福祉法人二葉保育園 二葉乳児院 二葉・子どもと里親サポートステーション 長田淳子
里親 宮坂康子
特定非営利活動法人みぎわ理事長 松原宏樹
養親 岡田千恵子

(プログラム)

1. 開会挨拶及び施策説明 「里親制度・特別養子縁組制度」について 渡辺由美子
2. スペシャルトーク「特別養子縁組制度」
パネリスト 瀬奈じゅん／千田真司
ファシリテーター 林浩康
3. パネルディスカッション 「里親制度・特別養子縁組制度」
パネリスト
〈里親制度について〉 長田淳子／宮坂康子
〈特別養子縁組制度について〉 松原宏樹／岡田千恵子
ファシリテーター 林浩康
4. 閉会挨拶 渡辺由美子

* 敬称略・順不同

司会：

皆さん、こんにちは。政府広報オンライン「未来に向けて 知る・変わる・守る チーム NEXT ステップ」のオンラインシンポジウムをご覧いただきまして、誠にありがとうございます。「未来に向けて 知る・変わる・守る チーム NEXT ステップ」は、今、一步一步次のステップへ進む準備を皆で始めたい、今できることを知って、これまでの考え方や行動を見直し、これからの暮らしを守りたい、そのような思いから生まれた広報事業となります。

生活、雇用など、暮らしに密着した様々なテーマが私たちの目の前にあります。そして、それ

それぞれのテーマに地域の特色を生かした取組があります。これらの取組について、国と地域の皆さんが一つのチームとなり、情報を交換して知識を深めるため、シンポジウムやワークショップをオンライン開催して、全国へのライブ配信を実施しております。

本日は、世界遺産に登録されている東大寺や、こちらの伝統工芸品、高山茶せんで知られております奈良県の会場から、私、寺田有美子が司会進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまからのお時間は、「里親制度・特別養子縁組制度」と題してシンポジウムを配信してまいります。虐待などの様々な理由により親の元で暮らせない子どもたちに、家庭での温かい暮らしを届ける里親制度・特別養子縁組制度について、実体験によるトークやパネルディスカッションを通じてご紹介します。

なお、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、一部の出演者の方には本日リモートでご登壇いただきます。どうぞご了承ください。また、本日の講演資料につきましては、ご覧いただいております Youtube 画面下の説明欄からダウンロードしていただけますので、あわせてご覧ください。

はじめに、里親制度・特別養子縁組制度の映像をご覧ください。

司会：

それでは、シンポジウムの開会に先立ちまして、厚生労働省子ども家庭局長、渡辺由美子より、開会の挨拶、並びに里親制度・特別養子縁組制度に関する講演をさせていただきます。渡辺局長、よろしくお願いいたします。

1. 開会挨拶及び施策説明

渡辺：

皆さん、こんにちは。厚生労働省の子ども家庭局長の渡辺です。本日は、政府広報オンラインシンポジウム、里親制度・特別養子縁組制度にご参加いただき、ありがとうございます。

開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。皆様、ご存じのとおり、今、わが国では少子化が急速に進んでいます。このような中で、子どもを安心して産むことができる環境づくりというのは重要な政策課題ですが、同時に、生まれてきた子どもが大切に育まれる社会を作っていくことも非常に重要です。

先ほどのVTRにもありましたが、今、わが国では、様々な事情で実の親と暮らせない子どもたちが、約4万5,000人います。平成28年に改正された児童福祉法では、このような子どもたちが、できるだけ家庭的な養育環境の下で育つことを法律の理念として掲げています。その柱となるのが、今日のテーマである里親制度や特別養子縁組制度です。今日はまず、この後、私から簡単にこの二つの制度についてご説明し、その後、瀬奈じゅんさんと千田真司さんをお迎えしてのスペシャルトーク、さらに、実際に里親や養親としてお子さんを育てられてこられた方々や、

そのような親御さんをサポートしている方々を迎えてのパネルディスカッションを予定しています。このようなプログラムを通じて、皆様の里親制度・特別養子縁組制度についての理解が深まれば幸いです。

最後になりましたが、お忙しい中ご登壇を快諾いただいたゲストスピーカーの皆様、そして、全体を通じてご協力をいただいた奈良県の皆様に、厚く御礼を申し上げて、開会のご挨拶とさせていただきます。

それでは、早速ですが、ここから簡単に資料に沿ってご説明をしたいと思います。

はじめに、ご挨拶でも申し上げました、今、このような社会的な擁護を必要とする子どもたちは、約4万5,000人います。そのような中の大半は施設で暮らしていますが、その約2割弱が里親、あるいはファミリーホームといった家庭的な環境の下で育っていますが、まだまだ非常に少ない状況です。今のわが国では、このような里親さんやファミリーホームに預けられている子どもさんの割合は、社会的な養育が必要な子どもさんの約2割であります。色々な比較の仕方はありますが、諸外国ではこのような数字は、既に5割、6割ということで、わが国はそれに比べますとまだまだ非常に普及が遅れているという状況です。

さらに、このグラフを見ても分かっていると思うのですが、かなり地域差があります。この里親委託率、非常に高いところでは5割を超えていますが、1割というところもあります。子どもさんがどのような環境で育つのがいいのかというのは、もちろん個々の子どもさんの状況にもよりますが、やはり住んでいる地域によってこのような選択肢が違ってくるという状況、これは我々行政としてもできるだけ均てん化をしていく必要があると思いますし、そのためには、もっともこの里親制度、あるいは特別養子縁組制度について、皆さんに知っていただいて、この仕組みを広く普及していくことが必要だと思っています。

それでは、まず里親制度について簡単にご説明いたします。

冒頭のVTRでもございましたけれども、里親になるというのは、恐らく皆さんの中には、里親になるには、例えば、共働きだったらだめなのではないかなど、色々思われる方もいると思いますが、先ほど林先生のお話にもありましたように、基本的な経済力ということはありませんけれども、大切なのは子どもに対する熱意というのがあるかどうかということで、子育て経験のない方、あるいは単身世帯、共働き世帯、LGBTの方、そのような方々でももちろん里親になることはできます。

今の里親制度は、大きく分けて四つの仕組みがあります。一番ポピュラーなのは、この一番左にあります養育里親ということですが、その中でも、例えば、子どもさんに障害があったりすると、やはり専門的な知識が親御さんにも必要となります。このような場合には、特別な研修を受けて専門里親という、このような仕組みもあります。それから、養子縁組に行く前段階として育てている養子縁組里親、さらには、おじいちゃん・おばあちゃんがお孫さんを育てているような親族里親という、このような大きく四つの仕組みがあります。

このような里親さんになった場合、これもよく誤解があるのですが、これはすべて自分たちの生活の中で色々なサポートをしていかなければいけないかというと、そうではなくて、こ

これは児童福祉法という大きな法律に基づく制度ですので、里親さんには様々な経済的なサポートがあります。ここにもありますように、里親手当というものが、養育里親さんであれば月額9万円あります。それから、様々な食費や洋服代などの生活費も月々出ますし、それから様々な教育費なども出ます。ですから、里親さんに対してのこのような経済的サポートというのは、国の制度としてしっかりあるということをもっと知っていただきたいと思います。

それでは、里親になるにはどのような手続きが必要なのかということです。まずこの里親さんのコーディネートをしている中心的な機関になるのは、全国200カ所以上あります児童相談所というところです。ただ、最近では、この児童相談所だけではなくて、里親支援機関という民間の機関なども、あるいは、施設がこのような機関を務めているところもありますが、このようなところでご相談をいただいて、最初に手続きなどをご説明します。

そして、里親になろうということになりますと、まず、これは実習も含めて、数日間ですけれども、研修がありまして、その後、児童相談所などから家庭訪問があります。そして、そのようなプロセスを経て、都道府県でこの里親さんになるための審査という手続きがありますけれども、これを通じて里親名簿というものに登録されます。

さらに、実際にいざ子どもさんを預かるという時には、子どもさんと事前に様々な交流が必要です。ここで必要な色々な交通費などについても、公的なサポートがあります。そして、子どもさんとの交流を通じて、最終的には子どもを家庭に迎え入れるということになるわけですが、実際には子どもさんを預かった後も、最初のうちはなかなか慣れなくて、色々苦労したり、色々相談したいというところも出てくると思います。ここについては、国の方でも、ここにありますフォスターリング機関という、子どもさんを預かった後も色々な相談に乗ったりして里親さんをサポートしていく、このような機関を広めていこうということで、今、各都道府県では、このようなフォスターリング機関ということを広めていくというような計画も立てていただいているところです。

以上が里親制度のポイントですが、次に特別養子縁組制度についてご説明したいと思います。

この特別養子縁組制度は1987年に創設されたので、既に創設されてから30年以上経つのですが、まだまだ普及という面では課題があります。直近では、この特別養子縁組制度によって年間711件の特別養子縁組が成立しています。

まず、この特別養子縁組制度と普通養子縁組制度はどう違うのかということですが、一番大きなところは、この表の一番上にあります、戸籍上の表記も含めて、普通の養子縁組ですと戸籍の表記は「養子・養女」となるわけですが、特別養子の場合はもう「長男・長女」ということで、元ある法的な親子関係も終了しますので、まさに実の親子に近い形で、もうほとんど実の親子という形で戸籍上は表記をされるということです。

一方で、この特別養子縁組については、最終的に成立するためには家庭裁判所というところが決定をするということがあります。そして、特別養子縁組制度はより実の親子に近いということで、普通養子縁組ですと、この養子縁組の解消ということが法律的に認められていますが、この特別養子縁組の場合はそのようなことは認められないということがあります。あと、子どもさん

の年齢や、あるいは親御さんの年齢についても、普通養子縁組と特別養子縁組は違いがあります。

それでは、今度はこの特別養子縁組を使って子どもさんを受け入れるまでの流れがどうなるかということについて、お話をしたいと思います。

まず、先ほどの里親制度の場合は児童相談所というところが窓口になりましたが、この特別養子縁組の場合は、児童相談所のほか、民間あっせん機関というところがございます。ここへの申し込みというところから始まりまして、具体的には、ここにありますように、必ずしもまだ十分な数はありませんけれども、様々なあっせん機関がありまして、まずここが最初の窓口になります。そして、この養子縁組の民間あっせん機関による相談支援・研修ということが実施されまして、さらにその後、縁組の成立前に半年間の試験的な養育期間があります。そして、さらにこの試験的養育期間を経て、先ほど言いました、最終的な決定は、特別養子縁組の場合は家庭裁判所が行いますので、ここで申し立てをし、ここで審判があつて成立するという、このような流れになってまいります。

最後に、最初にご説明した里親さんと特別養子縁組の違いということですが、最初のVTRにもありましたように、特別養子縁組の場合は、決定する場所が家庭裁判所であるということも違いですけれども、これはあくまでも実の親子になりますので、ずっと育てていくということになります。里親さんの場合は、子どもの年齢が原則として18歳までということになります。ですので、子どもさんが18歳になりますと、もちろん子どもさんが自立して社会に出ていくということもありますし、あるいは実親の元に戻るとということもありますので、実の親との関係が続くということが、この里親制度と特別養子縁組制度の大きな違いということになります。

実際にはもっと色々な細かいこともありますので、今回、特別のサイトをご用意しております。この里親制度や特別養子縁組制度についてもう少し詳しいことを知りたい、あるいは、実際に里親や養親として子どもさんを育てている方々のお話を聞きたい、そのようなことについては、この特設サイトをご覧いただければ、そこで入れるようになっています。ここにもありますように、サイトのアクセスとして、検索については、里親制度については「広げよう、里親の輪」と検索していただくと、回答ページにアクセスできるようになっています。そして、特別養子縁組制度につきましては、「特別養子縁組 子どもを育てたいと願う人へ」ということで検索していただければ、このページにアクセスできるようになっています。

最後になりましたが、まだまだこの二つの制度、皆さんの中で、ちょっと名前は聞いたことはあるけれども、具体的にどのような制度なのかなど思っている方も多いと思います。今日のこのシンポジウムを通じて、皆様のこの二つの制度についての理解が深まっていればと思っております。

簡単ではございますが、最初に私からの制度のご説明とさせていただきます。どうもありがとうございました。

司会：

それでは、ここからは、特別養子縁組制度をテーマとしたスペシャルトークに移らせていただ

きます。

まずは、ご登壇の皆様からご紹介させていただきます。東京都の会場から女優・瀬奈じゅん様。

瀬奈：

よろしくお願いします。

司会：

同じく東京都の会場からダンサー・千田真司様。

千田：

よろしくお願いします。

司会：

ファシリテーターは、神奈川県の本会場から、日本女子大学教授、林浩康様に務めていただきます。林様の背景ですが、雄大で豊かな緑の自然美が調和する、他に類例のない歴史公園と称される奈良公園とさせていただきます。視聴者の皆様には奈良県を感じていただきながら、お楽しみいただきたいと存じます。それでは、林様、よろしくお願いいたします。

2. スペシャルトーク

林：

日本女子大学の林です。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

まずは、スペシャルトークとしまして、特別養子縁組制度に基づきお子さんを迎え入れられました、瀬奈さん・千田さんご夫妻にお話をお伺いさせていただきたいと思います。瀬奈さん、千田さん、初めまして。どうぞよろしくお願いいたします。

瀬奈：

よろしくお願いします。

千田：

よろしくお願いします。

林：

では、一つめの質問です。特別養子縁組により養子を迎え入れられようと思ったきっかけについて、お伺いしたいと思います。瀬奈さん、いかがでしょうか。

瀬奈：

はい。私は結婚した年齢が 38 という割と高齢であったので、すぐに不妊治療を始めていたのです。それで、不妊治療は私にはとても合わず、体力的にも精神的にもボロボロになってしまったのですけれども、本質的なところを考えて、私は子どもを産みたいのか、それとも育てたいのかということをごく考えまして、「いや、私は育てて、家族になりたいんだ」ということを改めて強く感じました。

そのような時に、私も特別養子縁組という制度は、名前は知っていたのですけれども、きちんとした正しい知識というものがなかったのです。ただ、うちの主人はチャイルドマインダーという資格を持っておりまして、そのことも勉強していたので、そのことを主人の方から「こういう制度があるんだけれども、どうかな」という話をもらったのがきっかけで、どんどん自分でも調べようになって、それで、きれい事かもしれないですけれども、このように先ほども数字で出ていましたけれども、ものすごい数の子どもたちが施設で暮らしている、その現実を知った時に、少しでもその人数が減るお手伝いができるならば、私がやる意味もあるのではないかと、それで迎えようと思ったきっかけになりました。

林：

ありがとうございます。不妊治療というのが非常に辛かったというようにおっしゃいましたけれども、それが、産むことにこだわるのではなくて、育てることという、そう考えることで前向きになられたということかと思うのですけれども、もう少しそのあたり、そのような考え方に変わるきっかけについて、お伺いしてよろしいでしょうか。

瀬奈：

私は本当に、私の周りも割と不妊治療をがんばっている友人も沢山いて、その中の一人の方が懐妊したという知らせを受けた時に、心からおめでとうと思えたのです。でも、私はこのまま不妊治療を続けていたら、大切な方のおめでたいことも、素直に「おめでとう」と言えない自分になってしまうのではないかと、何か、なりたくない自分になってしまうのではないかと、という不安がすごく大きくて。

それで、もちろん沢山の薬を飲みますし、注射もしますし、体力的にも精神的にももうボロボロだったというのもあるって、そのような、なりたくない自分になるのが嫌だったですし、何かそれが大きなきっかけにはなったかもしれないです。

林：

ありがとうございます。非常に辛かった、それから特別養子縁組ということを考えて、少し前向きに歩めるようになった、そのプロセスが非常によく理解できました。ありがとうございます。

千田さんの方はいかがでしょうか。

千田：

はい。私たちの場合は、その特別養子縁組というものを、自分が妻に投げ掛けたきっかけということになると思うのですけれども、今、妻が話をしたように、不妊治療の最中、すごくつらそうな妻を横で見ることはできなくて、サポートすることはできなくて、自分には何ができるかなというように日々考えてはいたのですが、その中で、私自身、血にこだわらずに、その特別養子縁組という選択肢を選択することが自分自身はできるという思いはあったので、そのスタンスを妻に伝えておくことで、この後どれくらいの期間不妊治療が続くか分からない状態だったので、どこか、半年後なのか、1年後なのか、その精神的に追い詰められていく妻を救うきっかけになるのではないかと考えて、その当時は、特別養子縁組という話をさせてもらったのですが。

その時に、もう自分も覚悟を決めていた、あるいは特別養子縁組をすると決断していたわけではなくて、その先に妻と特別養子縁組について話す、相談できる環境を整えたいというような気持ちで、特別養子縁組ということを経験しました。

林：

はい、ありがとうございます。もう少しお二人にお伺いしたいのですけれども、その医療機関に通われている中で、もう少しこのような段階で、このような制度について情報提供を受けていたら、これほど辛い思いをしなかったというようなお考えはございますでしょうか。

瀬奈：

このように辛い思いをしなかったとは思わないのですけれども、辛いものは辛かったとは思っています。ただ、私が考えるのは、私が通っていたクリニックは体外受精専門の医院だったので、その時に、最初に不妊治療を始める段階で、タイミング法や何々法という段階があるではないですか。その方法と、その方法「こういうことをして、こういうこともあり、こういう方法もありますよ」の一つに、「里親制度・特別養子縁組制度という、こういうものもありますよ」という提示とありますか、そのようなパンフレットなりを医師の方から提案するということが、一番傷つかずにこの制度を知れるチャンスなのではないかと私はすごく思いました。

やはり、不妊治療している最中だと、「こんなにがんばってる時に何でこんなこと言うの」など。例えば、主人から特別養子縁組の話があった時、私は「何で私が今がんばっているのにこんなことを話すんだろう」と、最初は正直、少し受け入れられなかった部分があったのです。「あなたの子が欲しくてがんばってるのに、何で今言うの」という思いがあったのです。

なので、不妊治療を始める時にその制度を知っていれば良かったなと私はすごく思うので、今後そのように、各医院でパンフレットを置くなり、最初の段階で、さあ、不妊治療を始めましょうという段階で、そのような提示をしていただけたらいいのではないかと私は思っています。

林：

非常に重要なメッセージをありがとうございます。千田さんはいかがでしょう。何かございますでしょうか。

千田：

そうですね、やはり、自分からその当時の状況を感じながら、その特別養子縁組ということを出すといいですか、妻の前で言葉にするということが、やはり、ものすごく悩ましかったので、どのタイミングで話せるかなということをしごくうかがっていました。なので、やはり当事者同士、二人からではなく、やはり第三者や雑誌でも何かの本でもいいのですけれども、外からの情報としてそこに気づいて、それで二人で自然と話ができるという環境が、やはりその不妊治療という特殊な環境の中だと、そのようなタイミングが望ましいのかなと思います。

林：

はい、ありがとうございました。

次に、養子を迎え入れられようというように決心されてから、縁組が成立するまでの心境について教えていただきたいのですが、最初に、その決心されて受託されるまでの心境についてお聞かせください。お願いします。

瀬奈：

はい。私は、とにかく、約2年近くのその不妊治療を経て、体力的にも精神的にも本当にボロボロの状態だったので、まずは自分を整えようと。体力的にも精神的にも整えて、本来の自分に戻ってからでないと正しい判断ができないであろうし、とにかく、もし赤ちゃんを迎え入れたとしても、きちんと母親としてやっていける体力と精神力がなければだめだからという思いで、大体1年、半年ぐらいかな、ジムに通ったりして、自分磨きをしていました。

林：

ありがとうございます。千田さんはどのような心境だったでしょうか。

千田：

はい。特別養子縁組を決意するまでも、やはり紆余曲折、心の動きや葛藤はあるのですが、妻と特別養子縁組の話ができるようになって、一歩進んで情報を自分たちから得ていくのですけれども、やはり、最初にその特別養子縁組のワークショップを、民間のあっせん団体の方に受けに行った時に、やはり、「子どものための制度です」ということをしごく説明されるのですが、その時に自分たちが親になりたい、子どもを育てたいという、自分たちからのこの思いというものがエゴにならないのかというところを、しごく葛藤しました。

二人でもしごく悩んで、その上で特別養子縁組をしようと決意したのですが、その決意した後からは、やはり、不妊治療とは違って、未来に向けて自分たちで進んでいける状況になるので、不妊治療中とは全く違って、特別養子縁組を決意してからは、しごく期待にあふれてといえますか、幸せな時間を過ごしていたように思っています。

林：

はい、ありがとうございます。辛かった時期というのは、ある種、夫婦の危機的な段階かと思えます。それが養子縁組ということを考えることで、お二人とも前向きに歩まれるようになり、よりコミュニケーションが深まったというような理解でいいのですかね。

千田：

そうですね。

林：

はい、ありがとうございます。
続きまして、受託されて、それから家庭裁判所に申し立てて成立するまでの心境はいかがでしたでしょうか。瀬奈さん。

瀬奈：

まずは、あっせん団体に申し込みをしてから息子を迎え入れるまでが、大体、いわゆる、一般的な妊婦さんと同じ十月十日ぐらいの期間だったのですね。あなたたちはいつ迎え入れても大丈夫、合格しましたよ的なお知らせが来て、そこから迎えるまでです。

それで、私の友人の話を聞いたりすると、自分でもそうだなと思うのですけれども、十月十日、お母さんのおなかの中で育つわけではないですか。そうすると、やはり、母親としての母性は目覚めても、なかなかお父さんが追いつかない、お父さんはどうしても産んでからがスタートになってしまうということを、すごく皆が言っているのを聞いていたのですが、うちの場合は十月十日、いわゆる、二人で同じ熱量で、同じ思いで、十月十日を過ごせたというのは、すごく夫婦の絆としても大きかったと思いますし、子どもを、今の息子を迎えるにあたって、思いはどんどん積み重ねていけた時間だったと思います。

そして、迎え入れた後、きちんと正式に戸籍上も親子として認められるまでの間は、私たちはこのような仕事をしていますので、表に立つ仕事をしていますので、なかなか、もしかしたら、その家庭裁判所で受理されるまでの間は、産みのお母さんは「やっぱり自分で育てたいです」と言える期間、主張できる期間ではないですか。なので、そうなることはすごくベストだと思うし、私たちはそうなることに不安を持っていた訳ではないのですけれども、もしそうなった場合、もし実のお母さんが「やっぱり育てたいです」と言ってくださるのならば、それがいいと思っていたのですが、そうなるまでの間、やはり、日陰の子と言ったら変ですけれども、なかなか友人にも周りの人にもお話しできませんでしたし、やたら滅多ら息子連れて外出することはできませんでしたので、なので、晴れて受理され、戸籍上も親子になった時は、とても嬉しかったことを覚えています。その日一日の出来事は忘れられない一日です。

林：

ありがとうございます。子どもを産まないが故に、夫婦が同じような立場で子どもに対する思いを育ていけるというのは、この制度の強みかなと思います。

瀬奈：

はい、本当にそう思います。

林：

そうですね。

瀬奈：

はい。

林：

それでいて成立までの不安感、非常に宙ぶらり感というのが非常に伝わってきました。千田さんはいかがでしょうか。

千田：

はい。今、妻が話したように、私たちの場合、子ども、息子を迎えてから正式に戸籍上も親子となるまでの間は、約9か月間あったのですが、それまでは同居人という関係性になるのですね。なのですが、自分たちとしてはもう、その日、一日一日、親子としての絆を深めていくので、紙の上でどのような関係性であっても、もうその日から親子関係というのは育まれているなど、今、振り返ると感じます。

それで、その約9か月間を終えて、戸籍上も親子と認められた日は、やはりほっとしました。心から、これでようやくもう制度の上で親子になれましたと。ただ、それは、実際の親子関係とは関係なく、その迎え入れた日からずっと今日まで、親子の絆を深めていくということには変わらないのかなと思って、そのようなスタンスでいます。

林：

ありがとうございます。よく理解できました。もう本当に、戸籍上、あるいは住民票上の表記が変わるということは非常に大きいことではあるけれども、千田さんが言われたように、それ以前から子どもに対する思いは育んできたのでということですね。ありがとうございます。

では、次の質問に参りたいと思います。実際のお子さんと対面した時というのは、いかがでしたでしょうか。どのような場面でどのように出会われたのでしょうか、瀬奈さん。

瀬奈：

私は、生後5日で息子を迎えに行ったのですけれども、その時仕事で主人は大阪におりまして、ちょうど舞台の千秋楽を終えて帰ってくる日と、その生後5日に迎えに行く日が重なったので、東京、わが家から私と私の母が車で迎えに行き、主人は朝一番の新幹線でその病院に向かって、それで、その駐車場で待ち合わせて迎えに行ったのですけれども、迎えに行く日の朝に病院の方から連絡がありまして、「実は哺乳瓶からミルクを飲むのがすごく下手で、ちょっとレクチャーしたいので、少しお時間ください」と言われていたもので、「分かりました」と、「ああ、ミルクを飲むのが下手なんだな。かわいいな」などと思いながら迎えに行ったのですけれども、その際に、「じゃあ、お母さん、ミルクを飲ませてあげてください」と言われて、「ああ、お母さんって呼ばれた」と思いながら、赤ちゃんを抱っこしてミルクをあげたら、何のレクチャーも要らず、何のコツも要らずに、私からはごくごく飲み始めたのです。「えー、上手に飲めるじゃん」と思って、「ああ、待っててくれたんだなあ」ということをすごく感じましたね。

それで、それを見守ってくださっていた、取り上げてくださったお医者様、そして看護師さんの皆様、皆さん、泣いて喜んでくださって、「ああ、お母さんと父さん、待ってたんだね」という、何かとても感動的な初対面でした。

林：

ありがとうございます。周囲の人たちの何気ない言葉掛けに、親になった実感をされるということですね。

瀬奈：

本当にそうですね。自分では、今までは「お母さん」などとは呼ばれたこともないことが、初めて人から「はい、お母さん」と言われた時に、何かすごく実感が湧きましたね。

林：

周囲から親にしてもらえるとというような。

瀬奈：

そうですね。はい、もう本当にそうだと思います。

林：

ありがとうございます。千田さんはいかがでしょう。

千田：

はい。新幹線で駆けつけたのですが、その時点で、本当はもう少し早くに生まれてくる予定というように伺っていたので、自分は「ああ、立ち会えないかな」と思っていたのですが、もうその時点で運命的なものを感じると思いますか、がんばって待っていてくれたのだなというような

ことを感じながらその日向かっていたのですが。

その当日はもちろん今までもよく覚えていますし、幸せな時間だったのですが、最近、本当につい先日なのですが、真実告知の一環として息子にその日の様子を、「パパとママとババで迎えに行った日のことを覚えてる？」というようなことを、話をしたのですね。息子は息子でその写真を何度も見たりしているので、その記憶があるのだとは思いますが、それを「覚えてる」というように言っています。

それで、もう少し突っ込んで色々話をしていると、生まれてから生後5日まで、私たちが迎えに行くまでのその5日間のことだと思うのですが、「さみしかったの」と言ったのです。何か、まさかそのような言葉が返ってくるとは思わなかったもので、ちょっと「うっ」と思って、「ああ、待ってたんだ」というのを、あ、それは息子の頭の中での、勝手に変換していることかもしれませんが、何かそのような会話ができるようになったことも、今すごく嬉しく思いながら、そのような当日の様子を振り返ったりしています。

林：

何か運命的といいますか、出会うべくして出会ったといいますか。それから、お子さんの「さみしかった」という言葉、それがどのような文脈の中で出てきたのかということをお聞きしたいのですが、先ほど「真実告知の時に」というようにお話しされましたが、いつぐらいにどのような話をされたかということは、お聞かせ願えるでしょうか。

千田：

はい。よくお風呂場でその話をすることが多いのですね。それで、私も妻も、その真実告知について、どのような言い方、どのような言い回しがいいだろうということ、その時々、よく話をするのですけれども、別に示し合わせたわけでもなく、全然理解できないような、生後半年ぐらいを過ぎた頃から、お互いお風呂場で話を、真実告知のようなものをお互いしていたということ、話をしている中で、あ、お互いしてるのだということを知って、それから、お風呂場では時々そのような話をするのですけれども、やはり年齢的にも、今、大分会話が成立してきて、こちらが言っていることも理解しているようなので、ようやく本当に真実告知も本格的にするべきだということに最近感じていたところに、ふと思いついたので、その日のことを話してみようと、その日もお風呂場でしたのです。

それで、先ほど言ったように、「初めて会った時のこと覚えてる」というように問いかけて、その話を始めたのですが、「パパとママとババがこんなちっちゃいあなたをのぞいて見てたよね」などと話をしていたら、「うん、ニコニコしてた」というようなことを返してくれたりして、その中で会話が弾んで話をしているうちに、「会えて嬉しかった」というようなことの中に、何か、「待ってたの。さみしかった」というようなことが出てきたので、少しこちらもはっとしたのですけれども、「ああ、そうだったんだ」というように感じました。

林：

はい、ありがとうございます。お風呂に入っている時というのが、一番何かお互いに心のゆとりがあるというような時なのですかね。そのような時に告知にするのがいいということと、やはり継続的にやっていると、子どもの理解度も変わってきますね。そのようなことの大切さを非常に学ばせていただきました。ありがとうございます。

では、次の質問に移りたいと思います。子育ての中で、今までのお話の中でも、微笑ましい、非常に心に響くエピソードをお聞かせいただいたのですが、特に嬉しかったエピソードなどを、それぞれのお立場からお聞かせください。瀬奈さん、いかがでしょうか。

瀬奈：

これは本当に、特別養子縁組だからなどではなく、どのご家庭でもそうだと思うのですが、もう日々成長する、その瞬間に立ち会えた時に、本当に喜びを感じますし。例えば、寝返りをした、ハイハイをした、立った、歩いた、もう本当に小さなことですが、その積み重ねの成長が、もうとにかく嬉しいです。

でも、最初に嬉しかったことは、生後5日で初めてわが家に連れて帰ってきて、初めての夜、私の寝ている隣にベビーベッドを置いて、寝返りしてぱっと見るたびに、こんな小さい赤ちゃんが寝ているのです。それを、目をつぶって寝ようとするのですが、それがうそ、夢なのではないかと何回も確認するという、何か、何回も「あ、寝てる」「あ、いる」「あ、ちゃんという」と何回も見ってしまうのです。もう何か、嬉しくて眠れなかったということが、最初の嬉しかったエピソードですかね。はい。

林：

何気ないことに喜びを感じられるんですね。

瀬奈：

はい、そうですね。

林：

はい、ありがとうございます。千田さんはいかがでしょうか。

千田：

はい。本当に特別養子縁組ということ、日々意識して生活しているわけではないので、本当にこのような場をいただけたらとすると、改めて自分たちの過去を振り返る、そのような作業だと思いつつ、ありがたく思っているのですが、やはり、不妊治療をしていた時から考えると、今妻が言ったように、二人だけの世界、家だったものが、これほど小さな、天使のような赤ちゃんがいるというのが本当に夢のような感じで、ふわふわしていたなというのを、今、妻の話を聞

きながら思い出していたのですが、何か、ここにいるということ自体がもう本当に特別すぎて、そのような日々がずっと続いていました。

それで、それがずっと今も続いているかと言うと、やはり子育てに追われて、そのようなことはないのですが、妻が言ったように、その中でも成長していく姿をそばで見守れるということが本当に幸せですし、最近で一つ具体例を挙げると、最近やたらと褒めてくるのです。私もそうですし、妻もそうですし、周りの人たちをすごく褒めるのですね。それで、自分が仕事で遅く帰ってきて、妻がもう先に寝かしつけていた時に、もう 11 時、12 時を回った頃に、ぱっと起きてきてしまったのですね。それで、私が寝かしつけにベッドに行こうとすると、「パパ、帰ってきたの」というようなことを話してくれて、「ああ、帰ってきたよ。ただいま」と言ったら、「お仕事、ありがとう」などと言ってくれるのです。もうそれだけでメロメロですね。なので、もう例を挙げたらきりがありませんが、ただの親バカになってしまいそうですが、はい、そのようなところで

林：

はい、ありがとうございます。きっとそのお二人の愛情のシャワーといえますか、本当に存在自体を祝福されているという、そのようなことが非常に私自身に伝わってきて、それを受けて、きっとお子さんも人に対する感謝の念や、人を褒めるという、そのようなご両親の愛情から来ているものではないかということを実感させていただきましたエピソードでした。ありがとうございます。

逆に、少し大変だったな、困ったなというようなことも、今もあるかもしれないです。過去、ありましたでしょうか、瀬奈さん。

瀬奈：

いや、これも本当に、一般的なご家庭の皆様と同じで、魔の 2 歳児、悪魔の 3 歳児が来ますので、それはそれは困ったことや苦労したことは、もう山ほどです。でも、特別養子縁組だから困ったこととして一つ挙げさせていただくとすると、例えば、病院に行った時、お薬を処方していただく時など、症状を聞かれた時に、「お父様かお母様のうちに、ぜんそく持ちの方やアレルギー体質の方はいらっしゃいますか」というような質問をされる時に、ああ、実母さんの情報がもう少しあればと思う時が、やはり、それが、困ると言うほどではないですけども、一応、こちらとしては「特別養子縁組なので、実子ではないので分からないんです」としか言いようがないところが困ったところだなとは思っているので、もう少し実母さんの体質や病歴などが、もう少し詳しく分かればいいのになとは思いました。それが少し困ったと言えれば困ったことでした。はい。

林：

非常に重要なことで、きっと他の養親さんたちもそのような思いをもっておられると思うのです。

瀬奈：

そうですね、はい。

林 そのような情報が不足している時に、その委託された機関にご相談ということはされたのでしょうか。

瀬奈：

はい。実母さんの病歴などは、ある程度は聞いてはいました。ただ、そこで、もう少し踏み込んだところや、もう少し詳しいところも教えていただけたらという思いは、正直、ありました。はい。私たちの場合は、健康体である、少し鼻炎持ちであるなど、その程度でしか分かりませんので。例えば、少しアレルギー体質である、猫アレルギーを持っている、犬アレルギーを持っている、そのような体質的なものを、今後はもう少し詳しく引き渡していただけたらありがたいと思います。

林：

はい。非常に実際的なコメントを、ありがとうございます。千田さんはいかがでしょう。

千田：

そうですね、本当に、特別養子縁組だから困ったことはそれぐらいで、特になんと言えませんが、逆に、「特別養子縁組だからこういうこと困るんじゃない」と多分、思われているのではないかと思う部分で言うと、やはり、「特別養子縁組なんです」ということを説明する場面は、少なくないと思うのです。

これから特別養子縁組を一步踏み出してみようと思われている方などは、そのようなところが例えばハードルになる可能性もあるのかなと思うので、自分たちの場合で説明させてもらおうと、本当にそのような病院など、特別養子縁組だということを伝えてなければいけない場面では、もう本当に私たちは何の躊躇もなくさりとらうのです。あとは、仲良くしているお友達や、本当に街ですれ違って少し声を掛け合ったおばあちゃんなど、そのような方にわざわざ話すことはないですが、こちらとしては、こちらが特別なこととして構えてしまうと、多分、それを受け取る側も「あっ」と思ってしまうと思うので、私たちとしては、その特別養子縁組ということ、無駄に言いふらすことではないけれども、隠すことではないと思っているので、そのような意味では、しかるべきタイミングで「特別養子縁組です」と伝える場面は少なくないです。ただ、その場面で何か嫌な思いをした、すごく言いにくかった、あるいは、その後何か問題が生じたというようなことは、今のところないということはお伝えできたらと思います。

林：

はい、ありがとうございます。ある意味、胸を張って、養子縁組として子どもを迎えたのだということ、しかるべき人たちにきちんと伝えられている、そのような姿勢が子ども自身の誇りにもつながっていきますよね。ありがとうございます。

では、続きまして、ご自身のご両親を含めまして、周囲の反応は、そのように胸を張って言われた反応、あるいは、それまで、迎え入れるまでの周囲の反応は、いかがでしょうか。瀬奈さん。

瀬奈：

はい、私の両親は大賛成してくれました。特に母は、一度、大動脈かい離で生死をさまよいまして、その時に、本当に危ない状態だったのですが、奇跡的に今、回復して元気なのですけれども、「どうして自分は生かされたんだろう」と、ずっと思っていたということです。それで、「自分は、夢物語かもしれないけれども、天国に行って、お母さんとはぐれてしまった子どもたちを集めて、天国で育てるんだ」と言うのです。「なので、その練習なんだろう」という。「そうやって血のつながりとか関係なく、子どもを育てるといふことの勉強なんだろう」と思う。だから、お母さん、大賛成」ということを言われました。

それで、私たちがまだあっせん団体に申し込むまでの間に、私自身が精神的にも体力的にもというところで、自分が体調を整えている段階の時でも、「もう申し込んだ」「まだ」「まだ」と催促されるぐらい、母は大賛成でした。はい。

林：

ありがとうございます。おばあちゃんとして、祖母として、やはり大きな存在ですね。お子さんにとっても、かわいがってもらえるという体験が、親以外を含めて、特別ですよ。

瀬奈：

はい。

林：

ありがとうございます。千田さんはいかがでしょう。

千田：

はい。私の両親も、びっくりはしていましたが、話したタイミングとしては、特別養子縁組というものをすることに決めたという段階で、まだあっせん団体に登録する前に話をしたのですが、驚いてはいましたが、やはり、不妊治療をしていることも知っていましたし、自分たちの息子の幸せを願ってくれたのだと思うのですが、「二人がいいなら応援する」ということを言ってくれました。

ただ、自分の妹がいるのですが、きっと私の親は、私の幸せのことを願ってサポートする側に回ってくれるのだと思うのですけれども、妹からしたら、別にそのような遠慮や、多分、そのよ

うな思いはないので、「なんで、二人だけでも幸せそうに見えるのに、わざわざ特別養子縁組をするんだらう」ということを、すごくストレートに疑問を投げ掛けられて、わざわざ東京まで出てきて1対1で話をするくらいです。何か、単純に、自分も女性として、何かそのプロセスや、どのようなことで悩んで、なぜ決断したのかということ、疑問に思っていたことを単純に聞きたかったようで、それを妹と1対1で話を何時間もしました。それで、その日一日では妹のすべての疑問を解くことはできなかつたのですけれども、今は、わざわざ会いに来てかわいがってくれるぐらいなので、きっと理解もしてくれていると思いますし、息子のことを愛してくれているのだなと感じています。

林：

はい、ありがとうございます。きっとご夫婦二人だけの時間も大切だし、二人だけの生活も非常に楽しかった、でも、お子さんが来られることによって、さらに幸せになったというような理解ですかね。

千田：

はい。

林：

次のご質問に移りたいと思います。特別養子縁組の当事者として、制度の意義をどのように感じておられますでしょうか。

瀬奈：

はい。では、私から。私はもちろん、それが悪いというわけでは決してないのですけれども、単純に、人との別れが少なくなると考えていて、もし特別養子縁組でなく、施設で育つことになったとしたら、最初に、産んでくれた実母さんとお別れしなければいけない、ここで別れが1回です。そして、その次に、乳児院に行きます。でも、乳児院も出て、次は児童養護施設に行く、ここでもう2回です。それで、児童養護施設から、また次は社会に出なければいけません。少なくとも3回はお別れを経験しなくてはなりません。自分が心を開いて、信用して委ねていた人や場所というものから、3回も別れなければいけないという、単純に数が減ることが、子どもの体力的にも精神的にも、それが一番意義のあることなのではないかと思っています。

もちろんそれは、乳児院に行くことが悪いことでは決してないし、児童養護施設に行くことが悪いことでも決してないのですけれども、そこはそこで、先生方、職員の方々が愛情を持って育ててくださる分、別れというのはその分つらくなると思うのです。なので、もう単純に、圧倒的に数が少なくなる、別れという数が1回で済むというところは、やはり意義があるのではないかと思っています。

林：

ありがとうございます。子どもの喪失感といいますか、重なり、まあ、その重なりというのは大きな傷にもなる可能性があるということですね。

瀬奈：

はい。

林：

ありがとうございます。千田さんはどのように感じておられますでしょうか。

千田：

はい。特別養子縁組の愛知県方式というもので、矢満田さんという有名な方がいらっしゃるのですが、矢満田さんの言葉で僕がすごく感銘を受けた好きな言葉があるのですが、「三方よし、五方よし」ということをおっしゃっていて、その特別養子縁組によって、生みの親も新たなステップを踏み出せる、子ども自身も生涯の親を授かることができる、私たちのような養親側も子どもを授かることができます。あと、もう二つは、関わったスタッフの方々もすごく幸せになれる、もう一つは社会貢献になるということをおっしゃっているのですが、特にこの最初の三つに関して言えば、本当にそうだなと思いますし、珍しく、関わるすべての人が幸せになる制度だということを、その矢満田さんがおっしゃっていました。

一方で、0歳0か月の虐待死ということもよくニュースになったりもしますが、特別養子縁組や里親制度でもいいですし、相談できる場所があるということ、その当事者の方がもし知っていて、そこに何かしらアクセスする勇気や情報が足りていれば、未然に虐待死というものは防げるとし、危険な自分だけ一人だけでの出産もなくなるのではないかと思います。

なので、命を救うという意味でも、このような里親制度や特別養子縁組制度が、もっと一般的に知っていただけると本当にいいなと思いますし、そうですね、一人でもそのような子どもが、そのようなニュースがなくなることを本当に願っています。

林：

はい、ありがとうございます。特別養子縁組制度の重要性といいますか、意義が非常によく理解できました。ありがとうございます。

では、瀬奈さん、あるいは千田さんにとりまして、家族とはどのようなものなのかということです。うーん、なかなか難しいですね。いかがでしょう。

瀬奈：

そうですね。ただ、私は、「家族とは」と、「家族って何だろう」と意識しないで、一緒にいられるのが家族なのではないかと思っています。なので、そのような意味では、今、特別養子縁組

や家族であるなど、特別意識しなくても、一緒にいられることが幸せと感じているので、あ、本物の家族になれたなあと、今、感じています。だから、それが家族なのではないかなと、難しいですけども、思います。

林：

ありがとうございます。千田さんはいかがでしょう。

千田：

そうですね。特別養子縁組をして、自分たちが救われたということを取材で話したことがあるのですが、最近はそのように言っているんですけども、最初の頃は、それを口にすることがいいのかな、どうなのかなということをしごく悩んでいて、先ほどもお話ししましたが、子どものための制度ということ、やはりしごく強く意識する制度なので、授かった自分たちが救われたということ、何か批判があったり、そのような、この言葉を使うことでリスクがあるのではないかと、少し慎重になっていた部分もあるんですけども。

自分たちがそもそもこの特別養子縁組ということを公表したといいますが、発表した経緯も、やはり仕事上のことが大きかったので、生の舞台というものを仕事にさせてもらっていて、見る人が見れば、あの時期、妊娠していなかったのに子どもがいるということが分かってしまうので、そこで変な憶測が生まれるのではないかと、しごく危惧していました。であれば、やはり、正々堂々ではないですけども、公表した方がいいのかなということを二人で話して、そのような結論に至ったので公表させていただきました。

公表したのであれば、自分たちが救われたこの制度を、少しでも多くの方に知ってもらいたいという思いで活動を始めたのです。その原点が、やはり自分たちが救われたということだったんですけども、最初、それを少しリスクのある言葉なのかなと思って、言うのをためらっていたんですけども、「でも、これを言わないと本当のところは伝わらないよね」という話を二人でして、今ではもう、「自分たちが救われた」ということとお話しさせてもらっているのですが。

家族ってまさにそうかなと自分は思うんですけども、一方的に親が子どもを育てるということでもなくて、子どもから沢山のものをもらって親も成長しますし、がんばれると思うので、お互いが助け合うというのが家族ではないでしょうか。そこに血のつながりは必要なくて、本当に自分たちの中で「家族だよ」と分かり合えていけば、助け合えていけば、家族なのかなと思っています。

林：

はい、ありがとうございます。自分たちも救われたということが、エゴではないかという捉えられ方をされるのではないかと危惧されることは非常によく分かります。でも、自分たちが満たされてこそ、子どものために尽くすこともできる訳ですよ。非常に重要なメッセージを、ありがとうございました。

では、最後の質問です。一言お願いしたいのですけれども、今までのことと重なるのですが、この制度を知らない方々へのメッセージを、一言ずつ、瀬奈さん、お願いいたします。

瀬奈：

そうですね、私自身も知らないことが沢山あって、やはり、最近といいますか、私の周りでもよく投げ掛けられる言葉や、よく見かける言葉なのですけれども、「日本も外国みたいに養子縁組が普通に受け入れられる……」、受け入れられるといいますか、「外国みたいになればいいのにな」という言葉をすごく聞くのです。例えば、外国と日本とでは、全然法律も違いますし、親権の強さも違いますし、そもそもの文化が違いますので、同じようにはいかないと思うのです。自分でもそれは感じています。同じように、外国と同じような感覚ではいられないと思うのです。だからこそ、日本で日本独自の特別養子縁組制度・里親制度というものを、もっともっと確立していく必要があるのではないかとすごく思っています。

そのためには、やはり正しい知識を知っていただくことが大切なのだと思うのです。なので、こうしてこのような場を沢山設けていただいて、少しでも日本の皆さんに、日本の特別養子縁組制度・里親制度を正しい知識で知っていただきたいと思います。私自身も調べるまではきちんとした正しい知識がなかったために、「ああ、とても勇気あることをしなければならないのか。勇気が必要だ、一步を踏み出すには」と思っていたのですけれども、必要なのは勇気ではなく、正しい知識なのだということを理解しました。なので、正しい知識を知れば、その勇気も湧いてくるし、愛にたどり着けると信じています。なので、なるべく日本の特別養子縁組制度の正しい知識を知っていただきたいと思っています。

林：

はい、ありがとうございます。そのような啓発が重要だということですね。千田さんはいかがでしょう。

千田：

はい、そうですね、今、妻の話を聞いていて何を話そうか忘れてしまったのですけれども。先ほどもちらりとお話があったでしょうか。不妊治療の話で、今後また少し制度が変わって、不妊治療を受けられる方がすごく増えてくるのだと思うのです。それで、不妊治療を受ける方が増えるということは、やはり、私たちのように、治療によって苦しい思いをされたり、やめ時が分からなくて辛い思いをされる方が増えるというのは確実なことだと思うので、先ほど妻も話をしましたが、お医者さんの方から事前に、このような情報が提供されたり、そのメンタルのケアなどが、どんどん整備されて、それによって特別養子縁組・里親制度がまた広く知られるようになればいいなと思います。

また、自分たちはその特別養子縁組というのを隠すことではないと思っています。ただ、どこかで特別養子縁組を隠したいと思われる方も、中にはいらっしやると思います。なので、その方

たちも勇気を持って、特別養子縁組なのだと言えるようになる社会になるには、やはり、皆さんに知っていただくことだと思うので、このような活動を通して、微力ながらお手伝いできればと思っております。ありがとうございました。

林：

はい。お二人から重要なメッセージをいただきました。ありがとうございます。お二人にとりまして、不妊治療から制度を知って前向きに歩まれてきたという、そのような心境の変化が非常に理解できました。今後、社会においては不妊治療というところに限定せずに、実子がいても養子を願う、里親制度委託を受けるなど、そのような多様な家族との出会いが、先ほど言われた身近に感じられる制度になっていくことが、きっとその子どもにとっても養親さんにとっても、あるいは、その生みの親にとってもいいことになるのではないかなということを、私自身、感じました。

本日はどうもありがとうございました。

瀬奈：

ありがとうございました。

千田：

ありがとうございました。

司会：

特別養子縁組制度についてのスペシャルトークでした。お二人のお話からも、本当に愛があふれていて、聞いていて、とても幸せな気持ちになりました。家族だと意識しないで一緒にいられることが家族であるというお話、まさにその通りだと思いました。色々な愛の形があって、色々な家族の形があっていいのだということです。

私もシングルマザーで子育てをしている最中で、親子で色々な思いをしながら、日々、色々乗り越えているところなのですが、色々な家族がいて、そこにそれぞれの幸せがある、特別養子縁組も、それが決して特別なことではなくて当たり前の世の中になっていけばいいなと、心から感じました。

ご登壇いただきました皆様、ありがとうございました。

瀬奈：

ありがとうございました。

千田：

ありがとうございました。

司会：

では、この後はパネルディスカッションに移らせていただきます。本日は奈良県の会場からオンラインシンポジウムをお送りしています。ここで、開催地である奈良県の紹介VTRをご覧ください。

司会：

ここからは、「里親制度・特別養子縁組制度」をテーマに、パネルディスカッションへ移らせていただきます。まずは、パネリストの皆様からご紹介させていただきます。こちらの奈良県の会場からご参加いただきます、特定非営利活動法人みぎわ理事長、松原宏樹様。松原様の背景ですが、日本一の桜の名所として知られております、吉野山とさせていただきます。

松原：

奈良で活動させていただいております、松原といいます。人生最後の場所、ホームホスピスと、それから特別養子縁組の活動をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

吉野は大変自然の豊かな場所で、桜の季節だけではなく、1年間を通して本当に豊かな場所です。また文化財も沢山あって、本当に何度も足を運びたい、私ももう一度行きたい、そのような場所です。今日はよろしくお願いいたします。

司会：

同じく、こちらの奈良県の会場から養親のお立場としてご参加いただきます、岡田千恵子様。岡田様の背景ですが、山全体が芝生で覆われており、三つの笠を重ねたようなので三笠山とも言われております、若草山とさせていただきます。

岡田：

特別養子縁組で子どもを子育てしております、岡田千恵子と申します。よろしくお願いいたします。

私の背景の若草山と言うと、イメージがあまり湧かない方もいらっしゃるのかなと思いますが、大仏で有名な東大寺、あと、鹿のいる公園と言うと、皆様、イメージが湧くのかなと思います。そちらの公園を見下ろすように立っているのが若草山でして、奈良県の中では一番有名な景勝地ではないかと思っております。若草山からは、雲海が見られたり、鹿と景色の素敵な景色が見られる、とてもいい場所ですので、私も大好きな場所です。今日はよろしくお願いいたします。

司会：

東京都の会場からご参加いただきます、社会福祉法人二葉保育園、二葉乳児院、二葉・子ど

もと里親サポートステーション、長田淳子様。

長田：

こんにちは。東京にあります、社会福祉法人二葉保育園、二葉乳児院、二葉・子どもと里親サポートステーションの長田と申します。法人内は、児童に特化した子どもとご家族を支援する団体になっています。その中で里親さんの支援に携わらせていただいています。今日は、どうぞよろしく願いいたします。

司会：

同じく、東京都の会場から里親のお立場でご参加いただきます。宮坂康子様。

宮坂：

会社員をしながら里親をしている、宮坂康子と申します。現在、夫と小学校1年生になる里子の男の子と、3人で暮らしています。委託期間は5年目です。今日は1人でも多くの方に里親制度を知ってもらえたら嬉しいなと思い参加しました。よろしく願いいたします。

司会：

ファシリテーターは、引き続き、神奈川県のお会場から日本女子大学教授、林浩康様に務めていただきます。それでは林様、よろしく願いいたします。

3. パネルディスカッション

林：

今ご紹介にございましたように、里親、あるいは特別養子縁組に関わる様々なお立場から、私の質問に対してお答えいただくという形で進行させていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

まずは、里親や特別養子縁組をされようと思われたきっかけについて、お伺いしたいと思います。里親をされています宮坂さん、いかがでしょうか。

宮坂：

はい。私が里親をしようと思ったきっかけなのですが、私たち夫婦には、おなかを痛めて生まれてきた子どもはおりません。ただ、子どもが欲しいという気持ちがあきらめきれなかったのが、里親になったきっかけでもあります。不妊治療は成功するか、あきらめるかの、二つしか選択肢がなかったのですけれども、血のつながりにこだわらなければ子どもを育てるという望みがかなえられるので、自分自身どうしたいか考えた時に、子どもと暮らして、子どもの成長に寄り添いたいということが私の望みであると気づき、親や家族、また夫と皆で相談して、治療をやめて里親になることにしました。以上です。

林：

はい、ありがとうございます。続きましては、養親をされています岡田様、お願いいたします。

岡田：

はい。私は今、養親として約1年前に委託された女の子の娘がおります。先日、先週に養子縁組が成立したばかりという感じなのですけれども、結婚した年齢が私も高かったこともありまして、結婚してすぐに不妊治療にもトライしたのですけれども、仕事との両立ということで厳しいこともあり、同時に、特別養子縁組というのも視野に入れて考えようということで、夫婦で話し始めました。

夫婦で子どもについて話を始めた時に、生まれてくる子どもに家庭を準備することができるのであれば、家庭に恵まれなかった子どもに、家庭を提供するというお手伝いもできるのではないかなというように、本格的に特別養子縁組を考え始めました。

また、今うちにいる娘もダウン症の子どもなのですが、障害があるお子さんの受け入れについての可否を聞かれた時に、私自身が看護師として児童発達支援のお仕事をしております、障害を持ったお子さんと沢山関わってきたということもあって、特に不安は感じなかったということもあるのですけれども、まずは自分の子どもが健康とは限りませんし、自分が産んだ子どもは無条件に受け入れるということを考えている限り、養子縁組で受け入れる子どもにも条件はないというように思ったので、どのような子どもでも受け入れようということで、夫婦で話し合っ

林：

はい。受託する段階から、障害のあるお子さんを受託しようというように思われたということですね。それに対して躊躇することはなかったということです。岡田さんとしては、全く不安感というものはなかったということでしょうか。

岡田：

障害の有無に関してもそうですし、障害の、どれくらい医療ケアが必要なのかなど、障害の状態によっても色々不安なことはあるかと思うのですけれども、まず子育てをしたことがない私たちにとっては、子育て自体がすごく大きなチャレンジという感じもあったので、そこに障害があっても、その子なり、その子の子育てに対して、私たちが必要な環境を提供できればいいのかなというように考えたところでは、もう不安というよりは、どのような準備をしたらいいのかなということが分かればいいなという感じで、受け入れることにしました。

林：

はい。そのような心持ち、あるいは具体的な準備を進めるということが、そのような不安を緩

和してくれるということかと思えます。どうもありがとうございました。

続きましては、里親や特別養子縁組により、お子さんを迎え入れるまでのプロセスについてお伺いしたいと思います。

まずは、長田様からお伺いさせていただきます。よろしく申し上げます。

長田：

はい。里親家庭とは、自分自身の家庭で生活することができなくなった子どもたち、難しくなった子どもたちを、一定期間、または、これからずっとご自身の家庭に迎え入れて育てていただける家庭のことを指しています。そのような子どもが現れた時といいますか、必要になった子どもたちがいる時には、子どものニーズやご家族のニーズを聞いて、児童相談所やフォスタリング機関が里親さんを探すこととなります。これをマッチングと言うのですが、里親家庭の方にお伺いして、子どもがどのような子どもなのか、そして、どれぐらいの期間必要になるのか、どのような配慮が必要なのかということをご説明させていただきます。

その里親さんたちが「受け入れていいよ」というように言ってくだされば、施設などで子どもと面会をさせていただいています。まずは面会で定期的に会っていただいて、子どもがその里親さんたちを、自分にとってとても安心で安全で大切な人たちなのだとということが分かる過程が、交流というように考えています。時には、泣いてしまったり、なかなかお話ができないこともありますし、交流時間がすぐつらくなってしまったりもしますが、子どもにとってはとても大切な時間で、そのような会を重ねる中で、子どもたちがこの人と一緒に暮らすのだなというイメージができるようになればいいなと感じています。

その後、外出や外泊を通してご家庭の方に受け入れていただきます。その間にもフォスタリング機関などがサポートをさせていただいて、受け入れの準備を一緒に考えていきたいと思っています。お願いする子どもたちは0歳から18歳まで、本当に幅広くて、子どものニーズやその対応の仕方も様々ですので、交流の期間も様々になります。なので、里親さんと一緒に考えながら進めていきたいと考えています。

林：

はい、ありがとうございます。里親さんが正式に受託するまで、交流期間、あるいは外泊、そのような段階を経て、長田さんのところのようなフォスタリング機関、里親支援機関のようなところとつながりながら、段階的に受け入れていただくということが非常によく理解できました。ありがとうございます。

続いて、民間の養子縁組あっせん機関の立場から、松原さん、いかがでしょうか。

松原：

はい。私たちは、特別養子縁組、望まない妊娠をされた方、そのお母さん、おなかの赤ちゃんに寄り添って、それを守り、生まれてきた赤ちゃんが温かな家庭につながるように努力していま

す。特に私たちの団体は、望んだ妊娠なのですが、おなかの中にいる時に障害や病気があると分かった段階で、望まない妊娠になるという方々に寄り添っています。そして、それだけではなくて、生まれた時に障害が分かった、また病気が分かったことを通して、受け入れられないお母さん、そのご家族に寄り添いながら、その赤ちゃんが温かな家庭につながるように努力しています。

特に映画会や講演会、そのような草の根的な活動を通して、この働きを知ってもらって、養育者候補に出会って、研修・マッチングを通して、赤ちゃんが家庭につながるようにさせていただいています。特に障害のある赤ちゃんは医療的なことが大変重要になりますので、担当のドクターや、それから私たちの所属しております、提携しております医師を通してご意見をいただきながら、慎重に家庭につなげるようにしております。以上です。

林：

はい、ありがとうございます。障害児に特化した民間の機関というのは、非常に珍しい機関だと思います。障害児が家庭で育つ権利をとというのは、当然のことだと思います。そのような意味で、非常に重要な機関というように、私自身、認識させていただきました。ありがとうございます。

続きましては、実際にお子さんを迎え入れられて、嬉しかったエピソードなどについてお伺いしたいと思います。宮坂さん、いかがでしょうか。

宮坂：

嬉しかったことは沢山あるのですが、今ふと思ったことは、散歩の時などに、まだ1年生なので手をつないでくれるんですね。最初、乳児院の交流の時につないでいた手は、すごく小さくて、ぽちゃぽちゃして、かわいい、子どもの手だったのですが、今は少しずつ、手がしっかりした手になってきて、お兄ちゃんになったなと思ったり、すごく恥ずかしがり屋だったのですが、泣いて泣いて、できないことがあるとひっくり返っていた子が、今はもうさりと、笑ってやってのけてたりしてくれる姿を見たりすると、何かすごく嬉しいなと、成長が見られて嬉しいなと思います。

また、ずっと子どもが欲しいと悩み苦しんだ日々が長かったので、今は、子どもがいるからこそ悩むことの世界に、一瞬にして変えてくれた息子にすごく感謝していますし、息子を里子として出そうとしてくれた実親さんにも、すごく感謝の気持ちでいっぱいです。以上です。

林：

ありがとうございます。子どもに関する悩みも、非常にポジティブに捉えられるということですね。それは、不妊症であったからこそ認識できることかと思います。それから、手の握り方、あるいは何気ない、ささいな成長に対して日々喜びを感じられる、そのようなことを、私自身、感じさせていただきました。どうもありがとうございます。

続きまして、岡田様、いかがでしょうか。

岡田：

はい。私は、今日一緒に登壇しています、NPO 法人みぎわの松原先生の団体であっせんして娘を委託していただいたのですけれども、初めて娘と会った時、松原先生とみぎわの方が駅に連れてきてくださった時に、初めて抱っこした時の重みや感覚や表情などはもう一生忘れることがないなというぐらい、嬉しい瞬間でした。この子と一緒に人生を、この子の人生と一緒に作っていくのだなというような、しみじみと嬉しさが込み上げてきて、もう、ということをすごく覚えています。

また、瀬奈さんもおっしゃられていましたように、特別養子縁組が成立して、戸籍への登録を済ませたりして、事前の登録の中で、私たちの家族に正式に入ったというその瞬間、やはり、すごく嬉しかったと思っています。

あとは、毎日の生活の中で、私のことを母として認識して、それを実感できる瞬間や、父と母と子という、本当に平凡な、家族という時間が流れていくのだなというようなことを感じると、嬉しくなります。

初めての子育てということもありまして、手探りの育児で奮闘しているのですが、日々少しずつ成長する娘を見て、わずかな変化を見た時に、本当に「がんばって育ててくれてありがとう」というように思います。

また、団体を通じて実親さんと連絡を取り合ったりすることがあったりするのですけれども、その中で実親さんにお写真を見ていただいたり、一緒に成長を喜べたりというような良い関係が築けているということで、この子を見守ってくれている、まあ、特別養子縁組ということもありまして、この子を見守ってくれている環境といたしますか、沢山の人の愛情を受けて育てているのだなということに、嬉しさを感じたりします。以上です。

林：

はい。宮坂さんと同じように、何気ない日々の小さな成長を喜びとして感じられるというのは、非常に幸せなことですね。それともう一つ、生みの親、実親さんとの交流をされているということですが、そのことをもう少しお聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

岡田：

はい。団体を通じて、お手紙のやりとりなど、多分、養子縁組が成立するまでの間、書類の行き来や手続きが、大変煩雑な手続きが必要になりますので、その点でやりとりをする中で、実親さんに「今、子どもがこんなふう成長してますよ」というようなことをお伝えしていただいたりというような中で交流をしているので、私は直接お会いしてお話しているという訳ではないのですけれども、団体さんを通じて、お手紙のやりとりや、お写真を見ていただく機会があるという感じです。

私たちのケースに限っては、本当に実親さんとの関係がすごく良好な中でできているなと思っ

ています。そこに関しては、本当に団体さんが色々配慮してくださっているからだと感じています。

林：

ありがとうございます。そのような実親さんとの交流というのも、今後考えていかなければならない一つのテーマかなということを感じました。ありがとうございます。

続きましては、逆に、里親、あるいは特別養子縁組をしていて、困ったな、不安だったなというように思われることについて、お伺いしたいと思います。宮坂さん、いかがでしょうか。

宮坂：

はい。具体的に私の中でそのようなことは二つありまして、一つは、里親や養育家庭の情報が少ないということが、今回、自分がやってみても不便だと思いました。里親制度が社会に浸透していないことで、保育園の入園手続きはじめ、様々な手続きを、まず制度の説明からしなくてはならないことに不便さを感じています。本屋さんなどに行くと、主婦雑誌のように、さっと手に取れる距離感で里親の雑誌もあつたらいいのと思うことがあります。

もう1点、子育てしている上での悩みは、子どもの時々起こるかんしゃくや泣いたりする姿なのですけれども、これはどのお母さんでも共通することなのか、里子特有の試し行動なのか、成長の過程なのかということに、いつも迷いを感じます。そのようなところの相談機関が、やはり、すぐにあればいいなというのは非常に思います。以上です。

林：

はい、ありがとうございます。何度も何度も里親制度について関わる機関に説明される大変さというのは、非常に私自身も理解できます。

それと、宮坂さんにもう一つお伺いしたいのですけれども、今、例えば、そのような行動の対処に困った時、あるいは、その行動がなぜ起こっているのかということに迷った時、今、そのようなことを相談できる機関がないというような状況なのでしょうか。

宮坂：

はい。昼間はどうしても働いていますので、児童相談所に電話しても、なかなか児童相談所も忙しくて、折り返しだったり、今度、折り返しいただく時間帯が、自分が帰宅時間の電車の中で取れなかったり、もう5時過ぎてしまうと電話がつかないなど、何となく自分の生活リズムとタイミングが合う期間がなかったり、また、先輩里親さんやサロンなどで相談もするのですけれども、やはり、「自分もあるある。そんなことあるよ」ということで終わってしまって、「じゃあ、どうしたらいいの」という次の一步の相談が、具体的な解決策などがもらえないのが現状です。

林：

はい、ありがとうございます。

突然振って申し訳ないのですけれども、長田さん、何か宮坂さんにご助言はありますでしょうか。

長田：

宮坂さんのお話を聞いていて、やはり共働きのご家庭がすごく増えています。その中で、平日なかなかやりとりができないということもありますので、私たちも土日も含めて、ご家族のペースに合わせた形で訪問していきたいと思えますし、お話を今日もしていたのですけれども、色々なやりとりを通す中で、宮坂さんを含めた里親さんたちが、この人なら話をしてみようかという人たちが一人でも多くいることが、必要かなとは思っていますし、そのようなサポートと一緒に考えていきたいといつも思っているところです。

林：

そうですね。答えを求めるといよりは、本当に一緒にその悩みに付き合ってもらえるということが大切です。それから、宮坂さん、岡田さんのように、仕事を継続されるということもごく当たり前のことですから、そのような働き方に合った機関のあり方も求められているということでしょうか。長田さん、突然振って申し訳なかったです。ありがとうございます。

続きまして、岡田さんはいかがでしょう。

岡田：

はい。このたび、ダウン症の娘を子育てすることになりましたので、普通の育児書や母子手帳に載っている発達の段階を踏むことは難しいので、この子にとってこの子育てが合っているのかどうかということについては、本当に手探りの状態で子育てしているという不安は、毎日あるかと思えます。

ただ、ダウン症のお子さんを持つ保護者の方とSNSを通じてつながったり、まず、あっせんしてくれた団体の方のサポートを受けたり、色々な情報を聞く中で、本当にその不安が払しょくされて、一つ一つ克服できて、子育てができているというような現状があります。

あとは、養子縁組を決意したのだから、子育てできるのが当たり前というようなプレッシャーなどを、周りから掛けられたりということもあるかと思うのですけれども、親と子どもと一緒に育っていく、それは本当に普通の、一般におなかを痛めて生まれた子どもも同じように、母と一緒に育っていくものだなというように思っていますので、その辺は本当に、先ほどから言われているように、社会の理解が追いついていないところなのかなと思っていて、周りの方に特別養子縁組を正しく理解していただくということを、これからはがんばっていきたくと思っています。

そして、私は割と年齢を重ねてから子どもを委託したということもありましたので、里親制度などではないので、本当に実子として育てていく中で、その子どもを、うちの今の子どもがいく

つになるまで、本当に社会に出て、障害を持っているということもありますので、どこまで自立した生活を送れるのか分からないという中で、この子がいくつになるまで親としてサポートしながら生き続けることができるのかというようなことを考えた時に、私たちがいなくなっても、この社会の中できちんと生きていけるようなネットワークや、サポートをしてもらえようようなネットワークなどをきちんと整えておく、環境を整えておく、社会を整えておくということが、私たち親にとって今必要な役割なのではないかと思っています。以上です。

林：

はい、ありがとうございます。本当に養親として育ていけるような社会のあり方が求められているということですね。完璧な親というのは本当にいないと思います。本当に、そこには知識や技術というものを学ばなければなりません。そのようなプロセスがきちんと社会的に保障される必要性ですね。あと、お子さんが特に障害をお持ちであるということに対する不安感というものを感ずるということも、ある種、その社会のあり方というものを反映した不安感かなというようにも感じました。ありがとうございます。

続きましては、里親や養親に対して、どのような支援を機関として行っておられますでしょうか。長田さん、よろしくお願いします。

長田：

はい。私たちは、養子縁組里親さんを含む、すべての里親さんを対象としております。また、養子縁組成立ご家庭のご家族と子どもの支援もさせていただいています。先ほど、宮坂さん、岡田さんがお話しされたように、なかなか支援の輪が広がらなかったり、知っている人が少ないということが現状としてあります。

そのために、私たちも様々な里親さんの体験発表会や、パネル展示などということで、広報活動に力を入れながら、地域の方々がその里親さんたちの応援団になっていただけるような工夫をしたいと思っています。

また、里親になろうと思ってくださった、関心を持ってくださった方々に対しては、私たちは面接を行い、そして、共に登録までの手続きを一緒にさせていただいています。施設実習等がありますので、その中で気になったことや分からないことも共有しながら、相談させていただいているところです。

そして、先ほど交流の話をしましたけれども、交流中であつたり、委託になってからも、なかなか手続きがうまくいかない、あるいは、学校の理解がなかなかいかないのと一緒に説明に行つて欲しい、話を聞いて欲しいというようなご相談を受けることもありますし、子どものこの様子はどのようなことから来るのか、どのような支援が必要なのか、普段どおりの子育てでいいのかと悩まれる方々も、沢山いらっしゃいますので、その時にも一緒にその場に立ち会って、一緒に悩みながら、一緒に考えて工夫していきたいと思っています。

私たちは特に、助言や指導というよりも、子どもの育ちを共に見届けながらといいますか、育

みながら、そして、何ができるかなということを考えている応援団の一人としてやっていきたいと思っておりますし、また、自立支援というところで、子どもたちが里親さんのおうちから巣立った後、特別養子縁組が成立した後も、継続的にフォローさせていただきたいと思っているところです。

子どもたちも、大きくなってから自分自身の生い立ちや、自分がなぜここに来たのかということを知りたいという時も沢山ありますので、そのような時に施設の方で受け入れさせていただいて、時にはボランティア活動で来てくれる子どもたちもいますけれども、その中で子どもとゆっくり話をして、一つ一つ丁寧に子どもの思いやご家族の思いに寄り添いたいと思っています。

林：

はい、ありがとうございます。啓発活動に始まり、子どもの自立支援まで、非常に包括的な業務に携わっておられる機関であるということがよく理解できました。特に啓発というのは、なり手を募集するためというだけではなくて、そのようなことを理解することで、里親さんの応援団に市民がなっていく、理解を示す、理解することがそのようなことにつながっていく、そのようなことが里親さんにとっては非常に大きな支援にもなっていくということ、理解させていただきました。ありがとうございます。

続きまして、松原様、いかがでしょうか。

松原：

はい。私たちは、全国的な相談ですね。全国から相談が寄せられます。そして、託す養親候補、養親さんの方も全国になります。それで、今まで託させていただいた子どもたちも、北海道から四国ぐらいいまでの広範囲になりますので、孤立を防ぐということ、心掛けています。常に連絡が取れるような状態を取っておいて、そして、地域の行政機関に紹介したりします。特に私たちの団体は、ダウン症の赤ちゃんを沢山相談に乗りますので、そのダウン症協会への紹介や、つなぎなど、させていただいています。

それから、やはり障害を持っていたり、病気を持っていたりする赤ちゃんの場合は、医療的なケアも沢山必要になりますので、それが本当にうまくいかないということだけは防ぎたいと思っておりますので、病院間同士の連携も取らせていただいております。

それで、私自身も障害を持ったダウン症の赤ちゃんの特別養子縁組といいますか、私自身も養親の立場から感じるところが沢山あるのですけれども、やはり、今日も一緒に登壇して下さっている岡田さんなどと、子育ての現場の、本当に同じ障害を持った者同士の会話だけでも、すごく心癒されたりするのです。ですから、ぜひともそのような情報共有をさせていただいて、孤立しないように支えていきたいと思っております。先日出会った方が、そのようなダウン症、特に障害を持った方専門に見てくださっている歯医者さんがある、散髪屋さんがある、理容店がある、上手にやってくれるということもお聞きして、そのようなところも情報共有させていただきながら、お互いに励まし合って、支え合っていけるような体制を作っていこうと思っております。以上です。

林：

本当に当事者同士のつながりが非常に重要だということが、非常に理解できました。それと、養親さんが全国に散らばっておられるという中で、養親さんが居住されている、恐らく市町村の関係機関や、あるいは都道府県の児童相談所を中心とした機関との連携といいですか、つながり、そのような情報を提供することの大切さというものも、非常に理解できました。

松原様にもう少し伺いたいのですけれども、そのような連携を図る上で、何か問題として感じられているようなことはございますでしょうか。

松原：

そうですね、やはり、私たちは民間団体になりますので、民間と、それから行政機関、特に児童相談所等の連携がなかなか難しく、今までそこは苦勞するところで、情報を、本当に秘密といいですか、個人情報の部分も沢山ありますので、どの程度のことをどの程度共有していいかということも、お互い慎重になってしまう部分があります。しかし、そのような部分を共有していかないと、より良いサポートができないと思いますので、その辺が本当にしっかりできていくような体制が今後取れていけたら、もっと豊かな場所になるのではないかと思います。

林：

ありがとうございます。都道府県できちんと許可された民間機関と、各地の児童相談所との連携というのは、今後の大きなテーマかと思います。国も通知として、そのようなことを進める上での通知を出されている訳ですが、まだその現場の認識といいですか、そのようなものが追いついてないという現状もあるということが理解できました。ありがとうございます。

では、最後に、里親制度や特別養子縁組を知らない方や考えられている方へのメッセージを、順番にお願いしたいと思います。

最初に、長田さん、よろしくお願いします。

長田：

自分自身の家庭で生活することが難しい子どもと、家庭という当たり前の居場所になってくださるご家庭をつなぐということが、この養育里親さんの制度や特別養子縁組の制度かなと思っています。でも、先ほどから少しお話があるように、まだまだ知られていないというのが現状になっています。なので、ぜひこの番組を見てくださった皆様も、里親さん、養子縁組さんの応援団になっていただきたいと思っています。直接何かをするということではなくて、知っているだけでも、里親さんや子どもにとってはとても安心につながります。

ある里親さんが、里親さんのおうちに来た子どもを小学校に通わせた時に、その担任の先生が「今までも里親さんの子どもを預かったことがあるから大丈夫ですよ」と言ってくださっただけでも、どれだけ安心できたかという話をしてくださったことがあります。そのような応援団にな

ってくださる方が一人でも多くいると、子どもたちにとってすごく安心で安全な場所になるのかなと感じております。

また、皆さん、ぜひリクルーターとなって、里親さんをスカウトしていただきたいと思います。皆さんが一人ずつ里親さんをスカウトしていただくと、すごく沢山の里親さんが増えると思っていますし、私たちもその応援団になっていきたいと思っています。

子どもたちの支援はすごく難しいこともあるかもしれませんが、私たちは一緒に取りくんでいって、何か困った時には、その相談相手になれるような人たちを一人でも増やしていきたいと思っていますし、地域で、社会全体で里親さんを知っていく、子どものことに関心を持つということが、これからすごく大事になってくるのかなと思っていますので、ぜひ、里親になろうかな、関心があるなと思った方は、地域の児童相談所に一報、お電話していただくと嬉しいなと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

林：

はい、ありがとうございます。続きまして、宮坂さん、お願いいたします。

宮坂：

はい。自分たち夫婦は、子育てがしたいというシンプルな考えで里親をしていたのですが、実際、里親登録をして、登録後に様々な研修を受けていく中で、里子の背景には様々な理由があるのだということがよく分かりました。今は両親がそろっていても、親の病気や事故、震災などで、離れ離れになってしまう子どもたちが沢山います。その子どもの意思とは全く関係なく、選択肢もないまま、新しい環境に突然投げ込まれて生きていかなくてはいけない子どもたち、そのような子どもたちの心が困難に負けないように、周りの大人たちが優しい気持ちで、またその子たちの夢や希望、人生の選択肢が狭まらないように、知恵や知識も含めて、様々な方が色々な角度で、里親という立場にこだわらずにサポートしてくれる方が増えることを、すごく望みます。よろしくお願いいたします。以上です。

林：

はい、宮坂様、ありがとうございました。続きまして、松原様、よろしくお願いいたします。

松原：

はい。皆さんにぜひ知っていただきたいことは、温かな家庭を求めている子どもたち、赤ちゃんが、沢山いるということだと思います。それと同時に、障害を持っていたり、医療的ケア、内疾患を持っていたりする赤ちゃんの現実ということも、知っていただきたいなと思っています。

私たちが経験します中では、障害があり、なおかつ心臓や内臓に重大な疾患のある赤ちゃんの手術の時に、実親さんが同意を拒否するということが何回か遭遇しております。その時に、「あなたの産んでくれた大事な命、赤ちゃんは、育ての親、養親候補が待っている」ということをお

伝えすると、手術を受けてくれるということになります。安心して託せる家族がいるということが大きな支えになっているということ、今まで経験させていただきました。

ですので、本当にこのような現実を知っていただきたいということが一つと、障害を持っていても、医療的ケアがあっても、社会の中で福祉がこれだけ充実している、それから、支援がある、それから、医療的にはこのようなところがある、若しくは、色々な障害があったり医療的なケアがあっても、所属することのできる保育所があるというような社会整備、温かな環境づくりが、子育て、特にそのようなハンデを持った子どもたちにとっては大事なことになると思いますので、ぜひその辺の整備や、良きものへと社会を変えていただけたらいいと思っております。今後とも協力を、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

林：

はい、ありがとうございます。続きまして、岡田様、お願いいたします。

岡田：

はい。特別養子縁組というと、やはり、皆さん、イメージされることとして、捨てられた子どもというようなイメージを持たれる方も少なくはないのかなと思います。実際に私の周囲では、私が特別養子縁組で子どもを迎えることにあたっては、割と肯定的な理解がありましたので、本当にそこに救われたと思っておりますが、特別養子縁組を決断した実親さんは、本当にその子どもの幸せを願って、特別養子縁組として家庭に託してくれているということをきちんと念頭に置いて、そして、皆で理解しながら、子どもの人生を肯定するというをきちんと子育ての中で発信していけたらいいと思っております。

また、私が特別養子縁組で子どもを持ったことによって、周囲の人々に理解が広がり、また、これを機に、特別養子縁組、そして里親というようなことを検討してくれている周囲の方々がいっぱいという影響になれたことも、嬉しく思っております。

手続きを終えて今思うことは、特別養子縁組で養親になることは決して特別な資格が要ることではなく、ごく普通の平凡な家庭の中で子どもを育てることができれば、特別養子縁組で子どもを預かることができるというように思っております。私たちもごく平凡な夫婦で、普通の家庭の営みの中で子育てをできております。普通の家族の家庭の営みの中でできる子育て支援ということを知っていただいて、少しでも特別養子縁組についての理解が広まるきっかけになってくれればいいと思っております。

本日はありがとうございました。

林：

はい、皆さん、非常に示唆に富むコメントを、各々の立場からありがとうございました。私自身も色々なことを学ばせていただきました。養親さん、あるいは里親さんだけに子育てを任せない社会的な支援体制のあり方、それから、養親さんや里親のなり手のために啓発するのではなく

て、一般市民の人たちに知ってもらうことによって、より理解のある市民が、子どもの理解につながる、それが子どもの支えにもなっていく、そして、何よりも子ども自身が色々な人たちにかわいがられる体験を積んでいく、そのようなことが非常に重要であります。当たり前の暮らし、普通の暮らしを、障害の有無にかかわらず、あるいは医療的ケア児も含めて提供していくということです。そして、生みの親がそのような安全・安心な人たちに託したということは、生みの親の前向きな生活にもつながっていく、そのような様々なことを学ばせていただきました。

本日はどうもありがとうございました。これでシンポジウムを終了させていただきます。

司会：

里親制度・特別養子縁組制度についてのパネルディスカッションでした。改めて、里親制度・特別養子縁組制度について、深い知識を持つことが必要だと感じました。それが偏見を持たずに、地域や日常の中で当たり前のようなこと、それが自然なこととして受け入れていく第一歩につながっていくのではないかと、ひいては、社会全体で子育てをしていくということにつながっていくのではないかと感じました。親と子どもと一緒に育っていく時間が大切だという言葉が、とても心に響きました。ご登壇いただきました皆様、ありがとうございました。

それでは、最後に、本シンポジウムの閉会にあたり、厚生労働省子ども家庭局長、渡辺由美子より閉会の挨拶をさせていただきます。渡辺局長、よろしく願いいたします。

4. 閉会挨拶

渡辺：

本日は約2時間にわたり、このプログラムをご覧いただきまして、ありがとうございました。また、大変お忙しい中、ご登壇いただきましたゲストスピーカーの皆様、1部、2部を通じてファシリテーターをしていただきました林先生をはじめ、皆様に感謝申し上げます。

本日のプログラムを通じて、里親制度、あるいは、この特別養子縁組制度について、皆様の理解が少しでも深まれば幸いです。また、さらに、ご自身、あるいは周りの方々などが、里親になってみようかな、特別養子縁組を考えてみようかなと思うきっかけになるとともに、里親、あるいは養親として子育てをしていらっしゃる方を、社会として応援していこう、そのような機運が盛り上がるきっかけになれば幸いです。

我々行政としても、今日のスペシャルトーク、あるいはパネルディスカッションの中で、多くの貴重なご提言をいただいたと思っております。やはり、何よりも大事なことは、出発点としてこの二つの制度についての正しい知識を色々な場で広めていく、これがまず出発点として大事だということを感じました。

今日お話しいただいた瀬奈さん・千田さんご夫妻、あるいは宮坂さん、岡田さんに共通していたことは、この制度を知るきっかけが不妊治療であったということでございます。今、政府としては、子どもを持ちたい人が持ちやすい社会を作るということで、この1月から、不妊治療についての経済的な支援を含め、様々な拡充政策を取ってまいりますが、同時に、もう一つ

の家族の絆の形である里親制度、そしてこの特別養子縁組制度を、これと併せて普及していきたいと思っております、そのためのきっかけや、あるいは、どのような形でお伝えしたらいいのかというヒントも、今日のトークの中、あるいはパネルディスカッションの中から多くいただいたと思っております。

また同時に、里親さんとして、あるいは養親として子育てをしていらっしゃる方、このような方々をサポートしていらっしゃる長田さんや松原さんのような方々の活動に対しても、政府としてしっかりと支援を拡充していくことが必要だということを、改めて感じました。

最後になりましたが、本シンポジウム開催にあたりましてご協力をいただきました奈良県をはじめ、多くの関係者の皆様方に感謝を申し上げて、閉会のご挨拶とさせていただきます。今日はどうも、長時間にわたり、ありがとうございました。

司会：

以上をもちまして、里親制度・特別養子縁組制度のオンラインシンポジウムを終了させていただきます。ご視聴いただきました皆様、ありがとうございました。

以上